



鳥取県公報

平成13年 3月19日(月)
号外第13号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	農業近代化資金の利子補給率の一部改正（経営指導課）.....	1
	農業近代化推進資金の利子補給率等の一部改正（"）.....	1
	中山間地域活性化資金の利子補給率等の一部改正（"）.....	2
	漁業経営維持安定資金の利子補給率等の一部改正（水産課）.....	3
	漁業経営安定資金の利子補給率等の一部改正（"）.....	3

告 示

鳥取県告示第164号

平成 8 年鳥取県告示第247号（農業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。

平成13年 3月19日前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和37年鳥取県規則第 2 号）第 3 条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成13年 3月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
2 規則第 2 条第 2 項の規定により上乗せする率		2 規則第 2 条第 2 項の規定により上乗せする率	
利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率	利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率
市町村が規則第 2 条第 2 項第 5 号に規定する利子補給金を年0.55パーセントの割合で交付する場合	年0.55パーセント	市町村が規則第 2 条第 2 項第 5 号に規定する利子補給金を年0.6パーセントの割合で交付する場合	年0.6パーセント
市町村が規則第 2 条第 2 項第 6 号に規定する利子補給金を年0.55パーセントの割合で交付する場合	年0.55パーセント	市町村が規則第 2 条第 2 項第 6 号に規定する利子補給金を年0.6パーセントの割合で交付する場合	年0.6パーセント

鳥取県告示第165号

平成 8 年鳥取県告示第248号（農業近代化推進資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正する。

平成13年3月19日前に鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則（昭和41年鳥取県規則第24号）第4条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化推進資金については、なお従前の例による。

平成13年3月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
貸付利率	利 子 補 給 率		貸付利率	利 子 補 給 率	
	市 町 村	県		市 町 村	県
年1.6パーセント	略	略	年1.7パーセント	略	略

鳥取県告示第166号

平成8年鳥取県告示第249号（中山間地域活性化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。

平成13年3月19日前に鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則（平成2年鳥取県規則第58号）第5条の規定による利子補給契約に基づき利子補給についての知事の承認の行われている中山間地域活性化資金については、なお従前の例による。

平成13年3月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後						改 正 前					
中山間地域活性化資金の種類等			貸 付 利 率	利 子 補 給 率		中山間地域活性化資金の種類等			貸 付 利 率	利 子 補 給 率	
				規則第2条第3項第1号、第3号及び第5号に掲げる融資機関が貸し付ける場合	規則第2条第3項第2号、第4号、第6号及び第7号に掲げる融資機関が貸し付ける場合					規則第2条第3項第1号、第3号及び第5号に掲げる融資機関が貸し付ける場合	規則第2条第3項第2号、第4号、第6号及び第7号に掲げる融資機関が貸し付ける場合
1 加工流通施設整備資金	(1) 大企業以外の者に貸し付ける場合	ア 貸付金のうち2億7,000万円以下の部分	年1.85パーセント以内	略	年0.25パーセント	(1) 大企業以外の者に貸し付ける場合	ア 貸付金のうち2億7,000万円以下の部分	年1.95パーセント以内	略	年0.15パーセント	
		イ 貸付金のうち2億7,000万円を超える部分	年2.05パーセント以内	年0.8パーセント	年0.05パーセント			(2) 大企業に貸し付ける場合	イ 貸付金のうち2億7,000万円を超える部分	年2.2パーセント以内	年0.75パーセント
	(2) 大企業に貸し付ける場合	年2.1パーセント以内	年0.75パーセント		年2.25パーセント以内	年0.7パーセント					
2 保健機能増進施設整備資金	(1) 大企業以外の者に貸し付ける場合	ア 貸付金のうち2億7,000万円以下の部分	年1.6パーセント以内	略	年0.5パーセント	(1) 大企業以外の者に貸し付ける場合	ア 貸付金のうち2億7,000万円以下の部分	年1.7パーセント以内	略	年0.4パーセント	
		イ 貸付金のうち2億7,000万円を超える部分	年1.8パーセント以内	年1.05パーセント	年0.3パーセント			(2) 大企業に貸し付ける場合	イ 貸付金のうち2億7,000万円を超える部分	年1.95パーセント以内	年1.0パーセント
	(2) 大企業に貸し付ける場合	年1.85パーセント以内	年1.0パーセント	年0.25パーセント	年2.0パーセント以内	年0.95パーセント	年0.1パーセント				
3 生活環境施設整備資金			年1.6パーセント以内	略	年0.5パーセント	3 生活環境施設整備資金		年1.7パーセント以内	略	年0.4パーセント	

鳥取県告示第167号

平成8年鳥取県告示第251号（漁業経営維持安定資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正する。
平成13年3月19日前に貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

平成13年3月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
貸 付 利 率	利 子 補 給 率	貸 付 利 率	利 子 補 給 率
年 <u>1.6</u> パーセント	略	年 <u>1.7</u> パーセント	略

鳥取県告示第168号

平成8年鳥取県告示第252号（漁業経営安定資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正する。
平成13年3月19日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。

平成13年3月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
1 規則第2条第3項第3号の貸付利率及び規則第4条の利子補給率		1 規則第2条第3項第3号の貸付利率及び規則第4条の利子補給率	
貸 付 利 率	利 子 補 給 率	貸 付 利 率	利 子 補 給 率
年 <u>2.1</u> パーセント	略	年 <u>2.2</u> パーセント	略
2 附則第2項の貸付利率及び利子補給率		2 附則第2項の貸付利率及び利子補給率	
貸 付 利 率	利 子 補 給 率	貸 付 利 率	利 子 補 給 率
年 <u>2.1</u> パーセント	略	年 <u>2.2</u> パーセント	略

